

『週刊金曜日』2019.7.12号・「西川伸一の政治時評」予備原稿

怒りが鎮まらないうちに書いておきたい。私の研究テーマの一つに幹部裁判官のキャリアパス研究がある。最高裁裁判官を頂点とした幹部裁判官たちがた
5 どのキャリアにはどのような共通性があるのか。すなわち、最高裁人事当局の
人事政策の解明である。彼らの経歴の原点的データとして出身大学がある。

たとえば、ある幹部ポストの歴代就任者と彼らの出身大学について強い相関
関係が見出せたでしょう。これは最高裁の人事政策を理解する上で重要な示唆
になる。ちなみに、最高裁事務総局人事局長にはこれまで東大か京大の出身者
10 しか就いていない。幹部裁判官の出身大学は、私の研究にとって不可欠の情報
なのだ。

裁判所は司法行政文書の開示を行っている。開示してほしい文書を保有する
裁判所にあてて司法行政文書開示申出書を送付すれば、30日以内に回答が来
る。私は今年2月12日付けで、出身大学が不明の幹部裁判官14名について、
15 彼らの出身大学がわかる文書の開示を最高裁に申し出た。「文書の精査に時間
を要している」との理由で、「開示又は非開示の通知」をする期限が2度延期
された。ようやく6月17日付けでその通知がなされた。14名のうち2名はそ
の文書の不存在により非開示とされた。彼らを除く12名分は履歴書を「開示
20 することとしました」。ただし、「個人識別情報（出生地等）」は行政機関情
報公開法に定める不開示情報に当たるので開示しないとの断り書きがあった。
コピーの郵送を希望するならその経費1210円を送金するようにと記されてい
た。

さっそく振り込むと7月1日付けでコピーが送られてきた。それらを見ると、
どの裁判官も司法試験合格以降の経歴は読めるのが、それ以前の部分は黒
25 塗りされていた。つまり、出身大学が記載されている文書は開示されたもの
の、出身大学自体は開示されなかったのである。

さらに腹立たしいことがあった。先の14名に加えて、後日に石川恭司福井
地家裁所長についても開示請求した。すると30日以内に、「昭和59.3.24 上
智大学法学部卒業」と記された紙一枚が開示された。

一方では履歴書の該当箇所を黒塗りにし、他方ではその箇所を抜き書きした
情報が開示される。この不整合をめぐって私は担当部署である最高裁秘書課に
電話照会した。2時間ほどして回答があった。12名の出身大学は非開示情報で
あり、石川氏のそれは開示情報だからだと。では、この区別の理由は何か、さ
30 らに区別する基準を定めた文書はあるのかと問うと、理由は答えられない、文
書の存否にも答えられないという。私の憤りは沸点に達した。ツイッターにそ
35

れをぶちまけると、「裁判所一般職の指定職俸給表の適用を受ける職員の出身大学は開示される」との情報が寄せられた。ますます不整合である。

- 5 『司法改革と行政裁判』（日本評論社）なる大著を刊行した木佐茂男弁護士（九州大学名誉教授）は、同書で「裁判官に関するデータは、非常に多くのことが秘匿されて」と指摘する（61頁）。「身近な存在として国民からより信頼される裁判所」（大谷直人最高裁長官「新年のことば」『裁判所時報』2019年1月1日）を本気で目指すのであれば、まずこの秘匿体質を改めよ。